

いじめ防止対策基本方針（改訂版）

新潟市立亀田東小学校
令和8年7月30日

1 いじめ防止等の策定に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

亀田東小学校では、上の基本理念の実現に向け、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための具体的な取組を明確にして、学校全体で取り組むこととした。

どの子どももかけがえのない存在であり、いじめは、決して許されない人権侵害という基本認識のもと、いじめ見逃しゼロに向けて、全教職員が一丸となって取り組み、全ての子どもが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指す。

2 基本方針

（１）いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」第2条において次のように規定されており、本校ではこの定義に基づいていじめ防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

なお、上記③の「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネットで、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

(2) 教職員の姿勢

新潟市作成の生徒指導及びいじめ対応のリーフレットを受け、子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置き、いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、すべての教職員が高い人権意識をもち、子ども、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

① 子どもとの信頼関係の構築

子どもをよくみる、話をよく聞く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話し掛ける、ほめるなどを積み重ね、子どもとの信頼関係を築く。教員自身の言動や行動がいじめの助長につながることを自覚し、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた児童生徒に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりする児童生徒を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを十分理解する。

② 保護者、地域との信頼関係の構築

子どもや保護者、地域に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。気になることや困っていることを、子どもや保護者が積極的に学校に相談できる信頼関係を築き、丁寧に対応する。

③ 組織的な取組

学級担任が一人で抱えこんだり判断したりすることなく、「報告、連絡、相談」体制を整え、トラブル発生と同時に、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、組織的に早期に対応する。関係職員で事実の共有と今後の具体的な方策を整える。謝罪を急ぐあまり子どもの十分な内省を図らないまま安易な謝罪で終わらせることなく、丁寧に聞き取りいじめ解消に向けた取組を進める。

(3) いじめの未然防止

多面的な子ども理解に基づく信頼関係を基盤とした中で、一人一人が友達との望ましい関係の中で自分自身を高め、いじめを生まない風土をつくるために「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的に自立した子どもの育成に努める。

① かかわり合い、高め合い、学びを深める授業

分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。知識や技能の習得を図ることはもちろんのこと、自分の考えを表現する力を高め、かかわり合いながら学習課題を解決することを通して、他者理解と相互理解を促す。

② 学級経営の充実

教師と子どもの信頼関係をつくり、子どものよりよい学級づくりに取り組もうとする意欲を引き出し、学級の諸問題を自らの手で解決していく力を育てる。特に、いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で子どもに接し、子どもの人権感覚を育成する。子どもが安心して生活できる学級経営に努める。

③ 特別活動の充実

学級活動や異年齢集団活動を通して、互いのよさを認め合ったり助け合ったりする話し合い活動を充実する。学校生活の中で子どもたち自身が問題を気づき、捉えて、主体的にいじめ防止に取り組むよう、働き掛ける。

④ 全校子どもへの啓発と予防教育

6月と11月を「いじめ防止に関する強調月間」と設定し、いじめ防止への啓発と予防教育を実施する。ただし、状況に応じて臨時に啓発をする場合もある。

⑤ 子ども理解研修

子ども理解研修を年3回開き、子どもに関して共通理解を図る。また、全職員で子どもを見守りながら、日々の情報交換を密にし、全教育活動を通して支援・指導を行う。

⑥ 保護者や地域との協力体制

学校便りや生活指導便り等とする「いじめの定義」や「いじめ発生時の対応」についての情報を発信し、周知するよう努める。また、保護者や地域からも情報を得ることができるようにする。

⑦ いじめを未然に防ぐための授業の実施

「いじめ未然防止に向けた教育プログラム（道徳・学級活動）」を、教育課程に位置付け、毎年確実に実施する。また、発達段階に応じて「SOS の出し方教育」「いのちの安全教育」「自殺予防教育」「SNS を含む情報モラル教育」等を実施する。

（４）いじめの早期発見

いつでも、どこでも、どの子どもにも、みんなでかかわるという姿勢をもち、日常における小さなサインを見逃さないよう、全教職員で見守る。

① 子どもとの信頼関係

日ごろから、一人一人と積極的にかかわり、子どもとの信頼関係を築く。差別的な言動には毅然として対処することや問題に対して共に考え、「絶対に守る」という強い姿勢を示し、安心して悩みを打ち明けられる関係をつくる。

② アンケートの活用

アンケートを年間3回実施し、複数の教員によりチェックを行う。いじめの未然防止と早期解決に努める。原則として、調査を実施した日のうちに記入内容を確認し早期に対応すべき事案への取組が遅れないようにする。特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり、教員が一人だけで対応したりすることのないようにする。

③ 教育相談

学級担任と子どもが1対1で対面して話をする時間を設け、学習や友だちのことや心配なことを話し合う機会をもつ。日ごろから、学級担任や養護教諭等と話がしやすいように、日ごろからの関係づくりを大切にする。

④ 情報の収集と整理

休み時間の全教職員による見取り、放課後やインターネット、保護者や地域からの連絡等、情報を収集整理し、見えにくいいじめにも早期に対応できるようにする。

（５）いじめへの対処

いじめを認知したら、「校内いじめ対応ミーティング」を開き、事実関係を共有すると共にいじめ解消に向けた方針を立てて組織的に対応する。保護者に協力を仰ぐとともに、必要に応じて外部機関と連携を図りながら、再発防止に努める。

① 迅速な対応・解消までの指導・経過観察・再発防止

事実の把握、心のケア、保護者への説明等、いじめられた子どもの不安を解消するよう迅速に対応する。いじめた子どもに対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、行った行為の責任の重さを自覚させ「十分な反省」を引き出すことを通して、本人の課題解決に向けて継続的に指導し、子どもに向き合って完全解消に努める。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなき、いじめを受けた子どもの心の不安が完全に払拭された状態である。安易に「いじめは解消した」と判断せず、概ね3ヵ月を目処に「一定程度の解消」と判断する。解消後も、子どもの様子をよく観察して再発防止に努める。

② 組織的な対応

いじめの疑い、あるいは、いじめに発展する危惧があるトラブルが発生した場合は、即日、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、事実関係の共有を図り、方策を立てて対応する。誰が、いつ、誰に（いじめられた子ども、いじめた子ども、それぞれの保護者等）どのように何をするのか、役割を明確にして、組織的な対応でいじめの完全解消に努める。

重大なものに関しては、「校内いじめ対策委員会」を開催し、新潟市教育委員会に報告する。新潟市の方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の調査や有効な対策を図ることを目的に、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」を附属機関として教育委員会に設置する。委員の構成は、弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者とする。

③ 保護者への説明

いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもの保護者には、関係職員が事実や指導したこと、今後の指導方針等を説明すると共に、経過についても随時報告し、家庭の意向を汲みながら解消に向けた取組を進める。

（6）重大事態への対応

① 重大事態の意味について

いじめの「重大事態」は、法第28条第1項において、以下のように定められている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通して、市長に報告する。

③ 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

〔重大事態のおそれがある事案（例）〕

- ・ 児童生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ・ 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の児童生徒へのいじめが繰り返される場合
- ・ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻な場合

高レベル(A~C)

A 法第28条第1項に掲げる重大事態

- 児童生徒が自殺を企図する。
- 身体に重大な傷害を負う。
- 金品に重大な被害を被る。
- 精神性の疾患を発症した。
- 相当期間(年間30日を目安)学校を欠席する。

B 重大事態につながる恐れのあるレベル

- いじめが原因で、登校できない状況が1日でもある。
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている。
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻である。
 - ・自殺念慮
 - ・差別的な言動
 - ・集団からのいじめ
 - ・保護者が不満を訴える
 - ・性被害(児童ポルノ:盗撮・性的映像の所持・拡散、ズボンおろしなど) など

C 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 被害者の気持ちが不安定である。
- 加害者の行動変容が見られない。

中レベル

1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル

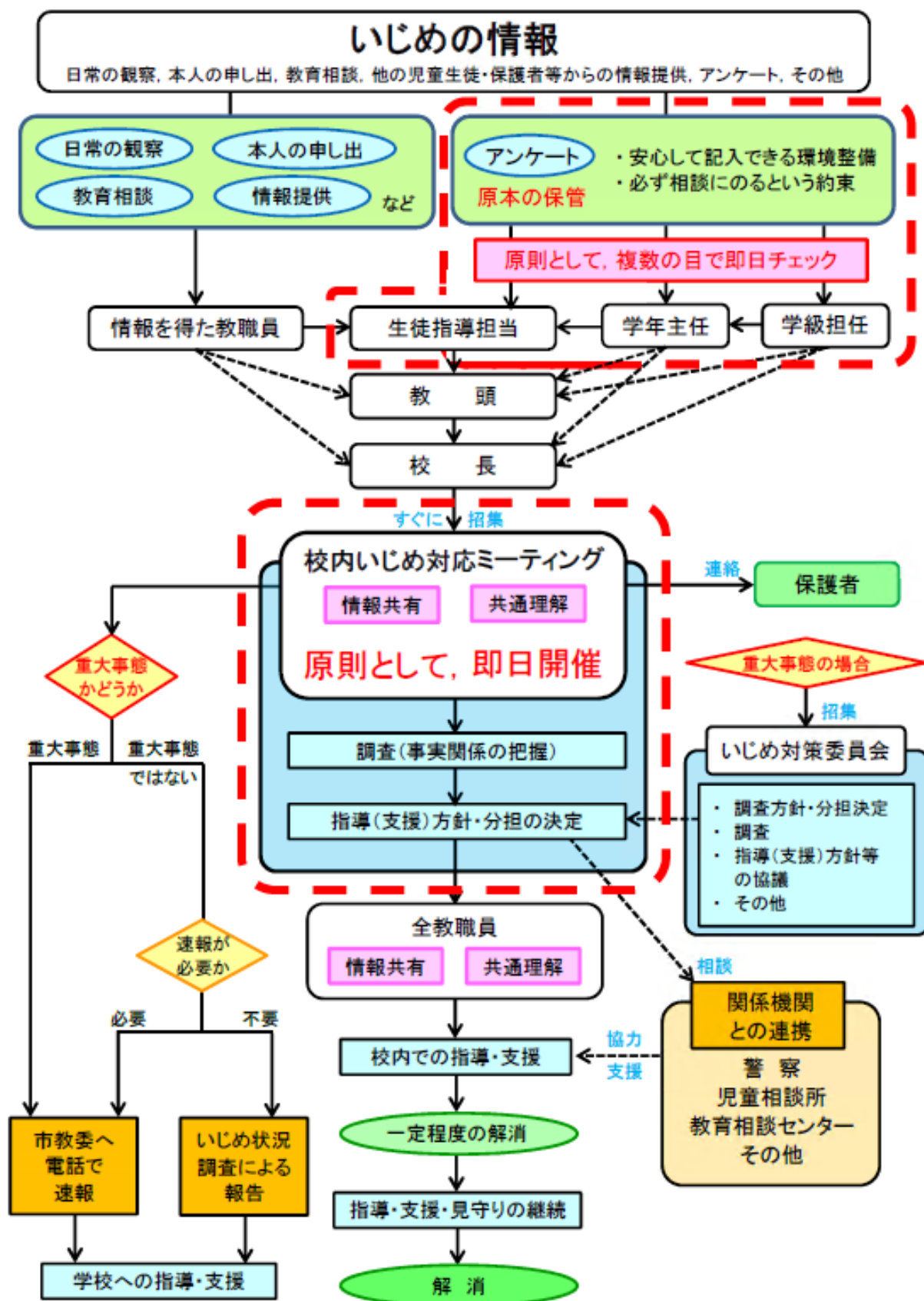
- 被害者・加害者の気持ちがまだ不安定である。

低レベル

その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル

- 被害者・加害者共に、事案後普通どおりに接している。

いじめの情報についての報告・対応の流れ(例)



【例】「なかまとのかわり」についてのアンケート〔小学校中学年〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったりなやんだりしたことについて教えてください。

1〔全員が答えてください〕

あなたは、学級や学年、学校の友だちから下のようなことをされて、「いやだな」「いたいな」と思ったことがありましたか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

で き こ と の 内 容	○・×
からかわれたり、悪口やおどしなどのいやなことを言われたりした。 例) 見た目や性格のことで気にしていることを言われた。いやなあだ名をつけられた。「バカ」「しね」「ころすぞ」などと言われた。	
仲間はずれ、しゅうだんによるむしをされた。 例) 体育のゲームで、わざと自分だけボールを回してもらえなかった。グループからはずされたり、学級やグループからむしされたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスなどをさせられて、自分だけわざをかけられた。せなかをたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) すごくいたみを感じるくらいの強さで、たたかれたりけられたりした。プロレスなどのわざを、相手からむりやり強い力でかけられた。	
お金や物をむりやり取られた。 例) 買った物でむりやりおごらされたり、お金を払わされたりした。「ちょうだい」「かして」としつこく言われ、自分の物をむりやり取られた。	
お金や物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すててられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつをかくされた。授業で作った作品をこわされた。カサを取られたり、折られたりした。	
いやなことやはずかしいこと、きけんことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしをされた。みんなのもち物を、自分だけもってはこぼされた。「悪い」「やってはいけない」「ケガをしそう」ことを、むりやりさせられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 自分の名前や写真を、ネットのゲームで勝手につかわれた。悪口やウソの内容をＤＳに書かれて流された。LINE はずしをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いやいたい思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2〔1で○をつけた人だけ答えてください〕

今は、どうなっていますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

今も、こまったりできごとがまだつづいている（1つだけでも）……〔 〕

今は、こまったりできごとは一つもつづいていない……………〔 〕

3〔全員が答えてください〕

あなたのまわりに、1のようなことで、こまっていたり、なやんでいたりとする友だちはいませんか。当てはまる方の〔 〕に○を記入してください。

ある〔 〕 ない〔 〕

ありがとうございました。こまったりことやなやみがあったら一人でがまんせず、先生やほけんしつの先生などに、いつでもそうだんしてください。